

# 新型インフルエンザ等対策 業務計画（要約版）

2014年4月1日

テルモ株式会社

## 新型インフルエンザ等対策業務計画（要約版）

### 1 業務計画の目的等

#### 1. 1 目的

政府の戦略「感染拡大を抑制し、国民の生命及び健康を保護する」  
「国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小とする」を受けて、  
当社では、以下を目的とする。

- (1) ワクチン接種のための針・シリンジの供給  
(医療に携わる企業として、また指定公共機関として業務を  
遂行)
- (2) 感染拡大を可能な限り抑制し、社員とその家族の生命および  
健康を保護する。

#### 1. 2 基本方針

- (1) テルモ対策本部（以下、対策本部という）は、本業務計画で  
記載するもののうちから実施すべき対策を選択し決定する。
- (2) 業務継続を、対策本部により判断、決定する。
- (3) 各事業所・各部門は、その指示及び決定事項に従うものとする。
- (4) 対策を決定するにあたっては、病原性・感染力等の病原体の  
特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、  
基本的人権の尊重や、対策の有効性、実行可能性、及び対策  
そのものが社員の生活及びその経済に与える影響等を総合的に  
勘案する。

#### 1. 3 新型インフルエンザの被害想定等

鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフル  
エンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こさ  
れることが懸念される。

本業務計画の策定に当たっては、有効な対策を考えるうえで、被害  
想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に  
新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、  
下回る事態もあり得るということを念頭に置いて、対策を検討する  
ことが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型  
インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の  
免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性  
についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、

その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは困難である。

以上を踏まえ、本業務計画策定に際しては、政府行動計画及び東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」とする。）を参考に、社員の25%が罹患するものとして流行予測を行った。

政府行動計画 国民の25%が罹患

当社業務計画 社員の25%が罹患

⇒ 社員数 4,813 名の25% ⇒ 1,203 名が罹患

新型インフルエンザ等による当社への影響の想定として、以下のような影響が一つの例として想定される。

社員の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。

罹患した者の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

なお、欠勤率は、流行ピーク時の約2週間において、欠勤最大40%程度と想定される。

※政府行動計画では、「社員が発病して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、家族の世話・看護のため出勤が困難となるもの、不安による出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 2 新型インフルエンザ等対策の実施体制等

### 2. 1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 平常時には、総務部およびリスクマネジメント連絡会が情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

(2) 特措法により政府対策本部が設置されたとき（海外発生期）は、当社においても、直ちに対策本部を設置することとする。

※対策本部の構成

#### ア. 組織及びメンバー

(ア) 本部長は社長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

- (イ) 副本部長は総務部管掌の役員をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- (ウ) 本部員は、本社地区各部の部門長をもって充てる。  
本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要なメンバーを置くことができ、本部長が任命する。

イ. 対策本部会議

本部長は必要に応じ、本部の会議を招集する。

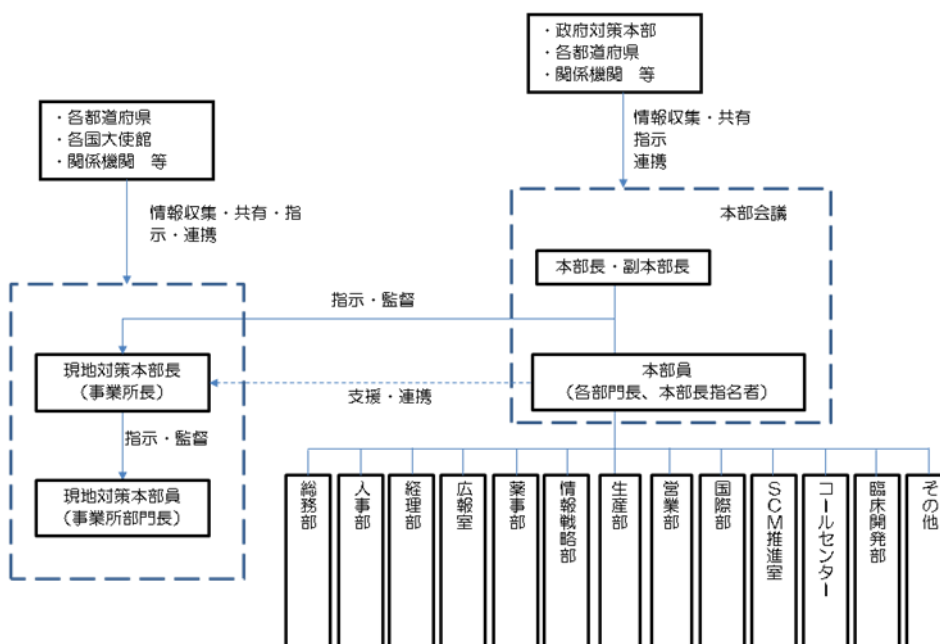
- (ア) 情報共有、方針統一
- (イ) 各部門への指示（感染拡大防止、社会機能維持）

ウ. 現地対策本部

(ア) 現地対策本部長は、発生国もしくは発生都道府県に所在する事業所長をもって充て、テルモ対策本部と連携をしながら、現場の事務を総轄し、現地対策本部員を指揮監督する。

(イ) 現地対策本部員は、各事業所の各部門長をもって充て、必要なメンバーを置くことができ、現地対策本部長が任命する。

<対策本部の構成>



## ＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞

発生段階	政府の取り組み	当社の動き
未発生期	<b>発生に対する備え</b> ・事業継続計画策定 ・医療提供体制の整備 ・医薬品の備蓄	<b>発生に対する備え</b> ・危機管理体制の整備 ・事業継続計画の策定 ・感染拡大防止策の策定 ・个人防护ぐなどの備蓄 ・新型インフルエンザ等の発生情報の情報収集
海外発生期	<b>政府対策本部設置</b> <b>ウイルスの侵入防止</b> ・在外邦人支援	<b>テロモ対策本部設置（準備）</b> ・感染拡大防止策の実施準備
国内発生早期	<b>感染拡大防止</b> ・感染者の入院措置 ・学校の臨時休業、不要不急の集会の自粛要請など	<b>テロモ対策本部設置</b> <b>感染拡大防止</b> <b>社会機能維持（準備）</b> ・感染拡大防止策の実施 ・不要不急の業務の縮小、停止の準備 ・社会機能維持に係る業務の継続のための準備 ・各部門は、対策本部の指示に従い、役割を遂行
国内感染期	<b>健康被害の最小化、社会・経済機能の維持</b> ・パンデミックワクチンが製造され次第接種 ・社会的弱者支援 ・医療機関は重症者に対応、軽症者は自宅療養	<b>感染拡大防止</b> <b>社会機能維持</b> ・感染拡大防止策の実施 ・不要不急の業務の縮小、停止 ・社会機能維持に係る業務の継続 ・各部門は、対策本部の指示に従い、役割を継続
小康期	<b>政府対策本部解散</b> <b>第二波への備え</b> ・第一波の対策の評価 ・資器材・医薬品の再配置	<b>テロモ対策本部解散</b> ・事業の回復、パンデミック期の後処理 ・次の波への準備

## ＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えない状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## ＜新型インフルエンザ等の発生段階の考え方＞

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期及び小康期の区分に合わせた5区分とする。

発生段階の移行については、必要に応じて国や都道府県と協議し、対策本部で決定する。なお、政府対策本部が都道府県を対象に緊急事態宣言をした場合には、対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

### 3 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

#### (1) 未発生期

##### ア. 目的と対策の考え方：

発生に備えて体制の整備を行うために、

- (ア) 平時から警戒を怠らず、BCP等を踏まえ、関係機関、関係企業との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- (イ) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、継続的な情報提供を行う。
- (ウ) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、海外事業所等と連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行う。

##### イ. 具体的な対策：

###### (ア) 情報収集・リスクコミュニケーション

日常的に、国際機関（WHO等）、公的機関（厚生労働省、外務省等）から、新型インフルエンザに関する情報収集を行い、社員に対する新型インフルエンザに関する啓発、教育等を実施する。

###### (イ) 連絡ツールの確認

社員の安否確認ができるシステムや緊急連絡網、社内の伝言板など、社員と連絡を取ることができる手段を講じておく。

###### (ウ) 予防接種

季節性インフルエンザの予防接種をできる限り多くの社員に接種させる。

###### (エ) 備蓄品

普段より消毒薬を設置して、季節性インフルエンザの予防、インフルエンザに対する意識を高めるほか、重要業務に従事する社員向けに、食料、マスク、手袋、消毒薬等を備蓄しておく。

#### (2) 海外発生期

##### ア. 目的と対策の考え方：

海外子会社等の社員を守りながら、社会的責任を果たしつつ、国内発生に備えて体制の整備を行うために、

- (ア) 海外での発生状況や感染の特徴等に関する積極的な

情報収集を行う。

- (イ) 海外子会社等の社員を守る。また状況に応じ、現地にてBCPを発動する。
- (ウ) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、対策についての的確な情報提供を行う。
- (エ) 指定公共機関として、ワクチン接種に必要な針、シリンジの製造開始等、国内発生に備えた体制整備を行う。

イ. 具体的な対策：

- (ア) 海外子会社等の所在国で、新型インフルエンザが発生した場合、本社および現地にてそれぞれ対策本部を設置し、情報収集を行うとともに、感染拡大防止、社会機能維持に向けた対策を講じる。
- (イ) 海外子会社等の所在国ではない地域で発生した場合は本社に対策本部を設置し、情報収集を行うとともに、当該発生国への渡航を禁止する。
- (ウ) 関連する情報を、適宜、社員へ提供し、国内発生時の対策を確認しておく。
- (エ) 関係機関、取引先等と確認・協力しながら、ワクチン接種に必要な針、シリンジの製造開始等、国内発生に備えた体制整備を詰めておく。
- (オ) 社員に対し、以下の注意喚起を行う。
  - a. 新型インフルエンザの感染状況と予防のための情報を積極的に収集すること。
  - b. パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること
  - c. 個人での感染予防や健康状態の把握に努めること。
  - d. 「咳（せき）エチケット」を心がけること。
  - e. マスクの常用、手洗い・うがいを励行すること。

[発生国およびその周辺国に勤務する社員への対応]

- a. 職場での感染防止策の実施、現地に留まる場合の留意点の指示。
- b. 発生国から帰国した際の留意点
  - (a) 現地において感染した可能性があること認められる場合、宿泊施設等において

最大 10 日間の停留が行われる可能性がある。  
ある。

- (b) 自宅において感染を疑われる症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡すること（保健所から、都道府県等で指定された医療機関を受診するよう指導される。）。

### (3) 国内発生早期

#### ア. 目的と対策の考え方

社内での感染を防止し、国内の感染拡大に備えた体制の整備を行うために、

- (ア) 感染拡大防止のために、社員一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- (イ) いつでもBCPが発動できるよう準備する。

#### イ. 具体的な対策：

##### (ア) 一般的な留意事項の徹底

- a. 38 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないこと。
- b. 不要不急の外出や集会を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないこと。
- c. 外出を余儀なくされた場合は、極力人混みに近づかないこと。
- d. 症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。  
接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
- e. 手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。

##### (イ) 職場における感染防止策の実行（立ち入り制限や対人距離の確保）

職場への入場制限や、出勤時の社員の体温測定など、事前に定めた感染防止策を実行する。

##### (ウ) 職場の清掃・消毒

職場の清掃・消毒を毎日行う。特に多くの人々が接する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げる。

##### (エ) 社員の健康状態の確認等



欠勤した社員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）を行い、感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

（オ）事業所で社員が発症した場合の対処

- a. 発症の疑いのある社員を隔離し、他者との接触を防ぐ。
- b. 保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。

（カ）社員の家族が発症した場合の対処

- a. 同居する家族等の発症や社員の感染者との接触についてもできるだけ把握する。
- b. 同居家族が発症した場合、社員自身又は連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。
- c. 自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

（キ）BCP発動時の体制や具体的な行動内容を再度徹底する。

（ク）状況に応じて、BCPを発動し、最小業務メンバーによる重要業務に注力する。（他の社員は自宅待機）

（ケ）関係機関、取引先等と、確認・協力体制を強固にする。

（４）国内感染期

ア．目的と対策の考え方

社内での感染をできる限り抑え、BCPを発動するため、

（ア）対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。

（イ）BCPを発動する。

イ．具体的な対策：

（ア）危機管理体制を継続し、国や地方公共団体等が提供する情報に留意しつつ、BCPを発動する。

（引き続き実施する）。

（イ）重要業務への資源の集中、その他業務の縮小・休止を継続する。

- a. 感染予防のための勤務体制を継続しながら、重要業務に資源を集中する。
- b. 業務を絞り込む結果として、一部の事業所を一時休業することもある。
- c. 取引先の操業状況を把握し、必要に応じて相互支援を行う。社員の労務管理等に配慮する。
- d. 通常とは異なる勤務体制や班交代制の長期化によって、社員に過度な負担がかからないよう留意する。
- e. 社員とその家族の全員が発症する場合も考えられ、食料品・生活必需品等の提供等について事業者として検討する。また、財務対策の検討・実施を行う。
- f. 感染者の発生状況や社会状況等を踏まえ国や地方公共団体等から事業者に対して様々な要請がなされることも想定されるが、可能な範囲で協力する。

#### (5) 小康期

##### ア. 目的と対策の考え方

業務の回復を図るとともに、流行の第二波に備えるために、

(ア) BCP発動を解除し、業務の回復を図る。

(イ) 第一波に関する対策の評価を行うとともに、第二波に備え対策を行う。

##### イ. 具体的な対策：

(ア) 感染防止策は継続する。

(イ) 一連の対策について振り返りを行い、必要に応じて改善を図る。

#### 4 関係機関との連携

(1) 関係機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備える。

発生した時には、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、指定公共機関として、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施する。

(2) 関係機関との連絡は各本部員が窓口となり責任をもって担当する。

## 5 その他インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

### 5. 1 教育・訓練

- (1) 新型インフルエンザ発生に備えたBCPを円滑に実行できるよう教育・訓練を行う。
- (2) 新型インフルエンザ対策に対する社員の意識を高め、発生時に的確な行動をとれるよう、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を実施する。

### 5. 2 状況に応じた点検・是正（計画の見直し）

- (1) 実効性を維持・向上させる観点から、次に示すような取組を定期的に行うことによって本業務計画の点検・是正を行う。
- (2) 実際に新型インフルエンザが発生した際、本業務計画で想定したとおりに事態が進展するとは限らない。国等が提供する情報を適宜入手し、必要に応じて計画を見直し、的確な行動をとる。

以上